自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合(東学) 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階 (職務過重化の是正を求める等4要求書特集号) 2025年3月3日 NO.714 2月28日に4つの要求書を都教委に提出しました。学校事務職員の抱えている諸問題 に関して、要求書に取りまとめ、事務職員の声を都教委に届ける取り組みを行っています。

事務職員の職務過重化の是正を求める要求書時間外勤務をしたら手当を支払うのは当然

学校の働き方改革の名目で各種調査事務、給食費や教材費徴収・支払い等の業務を事務職員に押し付けている実態が見られます。この状態は事務職員本来の業務遂行を妨げになるばかりでなく、恒常的超過勤務による身体的・精神的疲労により休職に追い込まれることがあります。超過勤務手当の予算が少額のため早々に予算を消化してしまい、正当な超過勤務手当が支払われないサービス残業が常態化しかねません。

- 1, 事務職員の職務範囲は、勤務時間内で処理できる範囲以内のものとすること。
- 2, やむを得ず超過勤務を行った場合は、事前命令・事後確認の原則に徹底し、全額支給を行い、不払い(未払い)残業をなくすこと。事務職員の超過勤務を拒否及び超過 勤務手当の請求を拒否しないよう地教委や学校長を指導すること。
- 3, 超過勤務を行ったことに対し働き方改革の名目で評定評価を下げないこと。超過勤務手当の予算を消化してもやむを得ず超過勤務を行った場合速やかに予算措置を行うこと。
- 4, 学校徴収金の徴収・管理を「基本的には学校・教師の本来の業務ではなく」「地方 公共団体の業務(文部科学省)つまり公会計化とすること。

不当な扱いの是正を求める要求書 法令上に 根拠のない不当な取り扱いを直ちにやめろ

学校事務職員には、法令等による身分上の制約がないにも係わらず、都に常時勤務する職員と比べて不当に取り扱いを異にするものが存在します。

1. 人事異動(発令通知)情報について

学校・学校経営支援センターに係る発令通知について、教育庁情報共有掲示板「都コム」においても掲示されていることを東学は承知しているが、引き続き地教委が自らの責任で学校事務職員にPDFで直接配布するように要請することを要求する。

また、都教委事務局及び全庁の発令通知について、「都コム」の活用などにより、小中学校事務職員も都に常時勤務する職員と同等に入手が可能にすることを要求する。

2. 都庁本庁舎への入退庁について

小中学校事務職員は区市町村立学校職員であり、東京都職員カードは交付されない。 そのため、都庁本庁舎の入退庁は、一般来庁者と同じ手続きを要し煩雑である。

庁舎管理者が都教委でないのを東学は承知しているが、小中学校事務職員の来庁に際して、簡易な手続き(学校の職員証の呈示による来庁者 I Dカードの貸与など)で入退庁を可能とするよう、庁舎管理者への働きかけを要求する。

3. メンタルヘルス対策について

2024年12月20日付文科省「令和5年度公立学校教職員の人事行政状況調査について」の資料によると、精神疾患を理由とする東京都の学校事務職員の病気休職者が

2021年度の43人から2022年度は62人、2023年度には82人と、2年間で倍増し悪化が著しい。全都の学校事務職員に占める割合も、2023年度で1.99%と、同年度の教員1.23%と比較して62%も高い。更に、全国の学校事務職員等と比較しても、東京都は全国平均1.07%と比較し85%も高い割合である。

東学では、都教委が小中学校事務職員に対して「教育庁メンタルヘルス相談室」「職場復帰プログラム」を実施していることを承知しているが、事務職員の病気休職者数が教員と比べてまた全国と比べても著しく悪化し続けている現実を踏まえ、任命権者としての安全配慮義務の観点から、小中学校事務職員のメンタルヘルス対策を抜本的に見直し、都に常時勤務する職員と同等以上の改善になるよう要求する。

学校給食費の区市町村への補助の継続等を求める要求書 子どもの貧困、教育格差解消を

東京都による23区への2分の1補助、市町村への8分の7補助により、本年1月には 都内62区市町村のすべての自治体が、学校給食費の完全無償化を実現するにいたりました。このことは、私たちの要求にも沿う、画期的なことだと考えています。

石破首相は、衆議院予算員会で、学校給食の無償化を求める野党の質問に対して、前向きな答弁を行いました。小学校の無償化については「2026年度以降できる限り早期の制度化を目指したい」、中学校の無償化については「可能な限り速やかに実現したい」というものです。6月頃に閣議決定する「骨太の方針」で制度の大枠を示すといいます。

- 1. 東京 都として、区市町村の学校給食費の無償化への財政支援(補助金)を継続して行うこと。23区への2分の1補助、市町村への8分の7補助を「国の責任と財源による無償化」が実現するまで、継続すること。
- 2. 東京都として、国に学校給食費の完全無償化に必要な学校給食法の改正と財政措置 (地方交付税や補助金等の財政支援)を要望すること(学校給食法第11条第2項 は給食食材費を「保護者の負担」と規定、財源は4,900億円ほど)。

<u>学校徴収金の公会計化・適法化を求める要求</u> 書 外部委託について情報提供や話し合いを

かねてより、私たちは、学校徴収金については、2つの問題点があることを指摘してきました。コンプライエンス(法令の遵守)の問題と教職員の労働条件の問題です。

給食費を始めとした学校徴収金(教材費や修学旅行費などの私費会計)は、それ自体が 地方自治法第210条(総計予算主義の原則)及び地方自治法第235条の4第2項(現 金及び有価証券の管理)に違反した不適切・違法な会計処理であり、その「仕事」にたず さわることが「職務専念義務違反」となるもの(総務省回答)です。本来はあってはなら ないものであり、公費負担されることが望ましいものです。私費会計のままでは、誰が担 っても違法なのです。

2月には、「令和6年度学校における働き方改革の進捗及び今後の展開について」が公表されました。その中には、学校徴収金管理などの外部委託(アウトソーシング)を推進するという重大な考えが示されています。詳細については不明ですが、事務職員や教員を含む「学校における業務」の在り方に大きな変更を及ぼす可能性があります。

- 1. 私費会計制度のまま学校に資金だけを配る無償のやり方をやめて、東京都として 文部科学省の通知にある公会計化を推進すること。
- 2. 学校徴収金管理などの外部委託(アウトソーシング)について、情報提供や交渉 (話し合い)を行うこと。